

議案第38号

逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例の廃止について

逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年9月2日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例を廃止する条例

逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例（平成14年逗子市条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（逗子市総合的病院選考委員会条例の廃止）

- 2 逗子市総合的病院選考委員会条例（平成28年逗子市条例第18号）は、廃止する。

（逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第56号を削り、第57号を第56号とし、第58号から第61号までを1号ずつ繰り上げ、第62号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項各号以外の非常勤の職員については、規則で定める。

第2条第1項中「前条第1号から第61号まで」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第62号に掲げる」を「前条第2項の」に改める。

別表第1 総合的病院選考委員会委員の部を削り、同表中「

条例第 1 条第 4 号、第 5 号、第 8 号から第 10 号まで、第 19 号から第 40 号まで、第 42 号、	委員長（会長及び議長を含む。）	日 額 12,500 円
第 43 号、第 45 号から第 55 号まで、第 57 号、第 58 号及び第 61 号に掲げる職にある者	委員	日 額 11,500 円

」を「

条例第 1 条第 4 号、第 5 号、第 8 号から第 10 号まで、第 19 号から第 40 号まで、第 42 号、	委員長（会長及び議長を含む。）	日 額 12,500 円
第 43 号、第 45 号から第 57 号まで及び第 60 号に掲げる職にある者	委員	日 額 11,500 円

」に改める。

（提案理由）

本市に総合的機能を有する病院を誘致することについて、方針を転換し、これを取りやめるため提案する。